

○国土交通省告示第五百八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行に伴い、及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第三項の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件等の一部を改正する告示

（防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件の一部改正）

第一条 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第十九項第一号</u>に規定する同号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第十八項第一号</u>に規定する同号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）
第二 <u>令第百十二条第十九項第一号</u>に規定する同号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）	第二 <u>令第百十二条第十八項第一号</u>に規定する同号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）
第三 <u>令第百二十九条の十三の二第三号</u>に規定する<u>令第百十二条第十九項第一号イ、ロ及びニ</u>に掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）	第三 <u>令第百二十九条の十三の二第三号</u>に規定する<u>令第百十二条第十八項第一号イ、ロ及びニ</u>に掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）
第四 <u>令第百二十九条の十三の二第三号</u>に規定する<u>令第百十二条第十九項第一号イ、ロ及びニ</u>に掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）	第四 <u>令第百二十九条の十三の二第三号</u>に規定する<u>令第百十二条第十八項第一号イ、ロ及びニ</u>に掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 一・二 （略）

[

（防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二条 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十九項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ・ロ （略） 二 令第百十二条第十九項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす戸の構造方法は、次に定めるものとする。 イ・ロ （略） 三 令第百二十六条の二第二項第一号に規定する令第百十二条第十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ・ロ （略）	一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十八項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ・ロ （略） 二 令第百十二条第十八項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす戸の構造方法は、次に定めるものとする。 イ・ロ （略） 三 令第百二十六条の二第二項に規定する令第百十二条第十八項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ・ロ （略）

（防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示
第二千五百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第百十二条第二十一項に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 風道が、建築基準法施行令第百十二条第一項第二号、第六項、第十項から第十三項まで又は第十八項の規定による防火区画を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。） 次に掲げる基準に適合し、かつ、別記に規定する漏煙試験に合格した構造の防火ダンパーとすること。 イハ（略） 二・三（略）	建築基準法施行令第百十二条第二十項に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 風道が、建築基準法施行令第百十二条第一項第二号、第五項、第九項から第十二項まで又は第十七項の規定による防火区画を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。） 次に掲げる基準に適合し、かつ、別記に規定する漏煙試験に合格した構造の防火ダンパーとすること。 イハ（略） 二・三（略）

（風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件の一部改正）

第四条 風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件（昭和四十九年建設省告示第千五百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令第百十二条第十六項本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁（以下「耐火構造等の外壁」という。）を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合 イ・ロ （略）
改正前	第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令第百十二条第十五項本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁（以下「耐火構造等の外壁」という。）を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合 イ・ロ （略）

（耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正）

第五条 耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件（昭和六十二年建設省告示第千九百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一・二（略） 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十一項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。	耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一・二（略） 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

（準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正）

第六条 準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件（平成五年建設省告示第千四百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次に定めるものとする。 一・二（略） 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十一項に規定する構造の防火設備（令第百十四条第五項の規定において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。	準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次に定めるものとする。 一・二（略） 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の防火設備（令第百十四条第五項の規定において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

（防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件の一部改正）

第七条 防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 換気、暖房又は冷房の設備の風道が建築基準法施行令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造り、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。
改正前	第二 換気、暖房又は冷房の設備の風道が建築基準法施行令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造り、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。

（建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第八条 建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十一項に規定する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。
改正前	建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十項に規定する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。

（建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メー ルシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件の一部改正）

第九条 建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メー ルシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。 一（略） 二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあつては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十條の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を経由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ（略） ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九條に規定する防火設備又は令第百十二條第二十一項に規定する特定防火設備（法第二條第九號の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二條第九號の二に規定する防火設備）を設けたもの	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。 一（略） 二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあつては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十條の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を経由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ（略） ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九條に規定する防火設備又は令第百十二條第二十項に規定する特定防火設備（法第二條第九號の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二條第九號の二に規定する防火設備）を設けたもの

（準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部改正）

第十条 準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の四第一項第七号ロの規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。 （略） 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。 二 給水管等が貫通する令第二百十二条第十六項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するものは、三十分耐火構造とみなす。 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。
改正前	建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の四第一項第七号ロの規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。 （略） 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。 二 給水管等が貫通する令第二百十二条第十五項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するものは、三十分耐火構造とみなす。 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

（排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件の一部改正）

第十一条 排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一 三（略） 四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分 イ ハ（略） ニ 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては（一）又は（二）に、居室にあつては（三）又は（四）に該当するもの （一） 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十九項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたものの （二） （略） （三） 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十九項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの （四） （略） ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕	建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一 三（略） 四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分 イ ハ（略） ニ 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては（一）又は（二）に、居室にあつては（三）又は（四）に該当するもの （一） 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたものの （二） （略） （三） 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの （四） （略） ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕

上げを準不燃材料でしたもの

上げを準不燃材料でしたもの

（通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十二条 通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。 一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。 (1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備で令第二百十二条第十九項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。 (2) (略) ロ（二）（略） 二 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。 (1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第二百十二条第十九項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。 (2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第二百十二条第十九項第二号に規定する構造のもの（ハ(2)ロの規定によりガリその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）で区画され、ハ(1)に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を	建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。 一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。 (1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備で令第二百十二条第十八項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。 (2) (略) ロ（二）（略） 二 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。 (1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第二百十二条第十八項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。 (2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第二百十二条第十八項第二号に規定する構造のもの（ハ(2)ロの規定によりガリその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）で区画され、ハ(1)に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を

二 (略)	設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。 (3)・(4) (略) ロ (略) ハ 次の(1)又は(2)に掲げる防煙区画室の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める構造の給気口を設けること。 (1) (略) (2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造 (i) (略) (ii) 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分（以下「連絡経路」という。）が次に定める基準に適合すること。 (イ) (略) (ロ) 吹抜きとなつてゐる部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令百十二条第十九項第二号に規定する構造のものが設けられたものを除く。）が設けられていないこと。
二 (略)	設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。 (3)・(4) (略) ロ (略) ハ 次の(1)又は(2)に掲げる防煙区画室の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める構造の給気口を設けること。 (1) (略) (2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造 (i) (略) (ii) 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分（以下「連絡経路」という。）が次に定める基準に適合すること。 (イ) (略) (ロ) 吹抜きとなつてゐる部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令百十二条第十八項第二号に規定する構造のものが設けられたものを除く。）が設けられていないこと。

（安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件の一部改正）

第十三条 安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条の三第四号の安全上又は防火上重要である建築物の内装又は外装の部分は、次に掲げるものとする。 一 令第百十二条第九項若しくは第十一項第一号、令第百二十三条第一項第二号若しくは第三項第四号又は令第百二十九条の十三の三第三項第五号の規定により、当該部分の仕上げを不燃材料とした壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根。以下同じ。）の室内に面する部分 二 令第百十二条第六項、第八項若しくは第十一項本文、令第百二十条第二項又は令第百二十八条の五第一項から第六項までの規定により、当該部分の仕上げを準不燃材料とした壁及び天井の室内に面する部分 三（略） 第二 令第百四十四条の三第五号の主要構造部以外の防火上重要な部分は、次に掲げるものとする。 一 令第百十二条第十六項ただし書又は平成二十七年国土交通省告示第百二十五号第一第三号ロ(3)若しくは令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第一項第三号ロ(2)の規定により設けられるひさし、袖壁その他これらに類するもの 二（略） 三 令第百二十一条第一項第三号若しくは第六号若しくは第三項、令第百二十三条第三項、令第百二十六条の七第五号若しくは令第百二十九条の十三の三第三項又は平成二十七年国土交通省告示第百二十五号第一第三号イ若しくはロ(1)の規定により設けられるバルコニーその他これに類するもの
改正前	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条の三第四号の安全上又は防火上重要である建築物の内装又は外装の部分は、次に掲げるものとする。 一 令第百十二条第八項若しくは第十項第一号、令第百二十三条第一項第二号若しくは第三項第四号又は令第百二十九条の十三の三第三項第五号の規定により、当該部分の仕上げを不燃材料とした壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根。以下同じ。）の室内に面する部分 二 令第百十二条第五項、第七項若しくは第十項本文、令第百二十条第二項又は令第百二十八条の五第一項から第六項までの規定により、当該部分の仕上げを準不燃材料とした壁及び天井の室内に面する部分 三（略） 第二 令第百四十四条の三第五号の主要構造部以外の防火上重要な部分は、次に掲げるものとする。 一 令第百十二条第十五項ただし書又は平成二十七年国土交通省告示第百二十五号第一第二号ロ(3)若しくは令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第一項第二号ロ(2)の規定により設けられるひさし、袖壁その他これらに類するもの 二（略） 三 令第百二十一条第一項第三号若しくは第六号若しくは第三項、令第百二十三条第三項、令第百二十六条の七第五号若しくは令第百二十九条の十三の三第三項又は平成二十七年国土交通省告示第百二十五号第一第二号イ若しくはロ(1)の規定により設けられるバルコニーその他これに類するもの

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部改正）

第十四条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
第一号様式（第一第一号関係）				第一号様式（第一第一号関係）			
(い)		(ろ)	(は)	(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し			条項	見出し		
(略)				(略)			
令第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準		☐	令第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準		☐
令第128条の6	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用		☐	(略)			
(略)				(略)			
第四号様式（第二第一号関係）				第四号様式（第二第一号関係）			
(い)		(ろ)	(は)	(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し			条項	見出し		
(略)				(略)			
令第108条の3	耐火建築物の主要構造			令第108条の3	耐火建築物の主要構造		

	部に関する技術的基準		☐	
令第128条の6	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用		☐	
(略)				

	部に関する技術的基準		☐	
(略)				

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部改正）

第十五条 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		別表		改正後
		(略)		
		(略)	(い) 調査項目	
			(ろ) 調査方法	
			(は) 判定基準	
		(略)		
		(略)	(い) 調査項目	
			(ろ) 調査方法	
			(は) 判定基準	
		(略)		
		(略)	(い) 調査項目	
			(ろ) 調査方法	
			(は) 判定基準	

(三)	
条第一項、第四項、第五項又は第七項から第十項までの各項に規定する区画の状況	令第一百二十二条第十八項に規定する区画の状況
により確認する。	設計図書等により確認する。
第一項、第四項、第五項又は第七項から第十項までの令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合	令第一百二十二条第十八項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合
(三)	
条第一項、第三項、第四項又は第六項から第九項までの各項に規定する区画の状況	令第一百二十二条第十七項に規定する区画の状況
により確認する。	設計図書等により確認する。
第一項、第三項、第四項又は第六項から第九項までの令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合	令第一百二十二条第十七項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合

(五)	(四)
-----	-----

防火区画の外周部											
令第百十 二条第六 項	及び同 第十條	壁等 第十條	定する 第十條	火防 第十條	備置 第十條	処置 第十條	況の 第十條	第七 第十條	に規 第十條	定す 第十條	第十 第十條
設計図書等により確認する。								目視により確認する。			
令第百十二條第十六項又は第十七項の規定に適合しないこと。								令第百十二條第十六項に規定する外壁等、同条第十七項に規定する			
											を除く。

(五)	(四)
-----	-----

防火区画の外周部											
令第百十 二条第五 項	及び同 第十條	壁等 第十條	定する 第十條	火防 第十條	備置 第十條	処置 第十條	況の 第十條	第六 第十條	に規 第十條	定す 第十條	第十 第十條
設計図書等により確認する。								目視により確認する。			
令第百十二條第十五項又は第十六項の規定に適合しないこと。								令第百十二條第十五項に規定する外壁等、同条第十六項に規定する			
											を除く。

(十)		(略)	
壁の室内面に面する部分			
耐火構造の壁（造火構）	(略)		
		耐火構造の性能等の確保の状況	に規定する外、壁等及び同条第十、七項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況
		設計図書等により確認すること。	
		次の各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項（令第	防火設備に損傷があること。

(十一)		略	
壁の室内面に面する部分			
耐火構造の壁（造火構）	(略)		
		耐火構造の性能等の状況	に規定する外、壁等及び同条第十、第六、第六項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況
		設計図書等により確認すること。	
		次の各号のいずれかに該当すること。	防火設備に損傷があること。
(一) 令第百十二條第一項、第三項から第五項まで又は第十七項（令第			

防火
区画
を構
成す
る壁
に限
る。

百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第七項を
除く。）の規
(二) 令第百十二
条第七項又は
第十項（令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第七項を
除く。）の規

防火
区画
を構
成す
る壁
に限
る。

百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第六項を
除く。）の規
(二) 令第百十二
条第六項又は
第九項（令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第六項を
除く。）の規

(略)	
-----	--

(略)	
	定による防火区画 令第一百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第一百二十二条第十一項から第十三項まで又は第十六項(令第一百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十一項から第十三項までを除く。)の規定による防火区画 令第一百七条の二の規定に適合しないこと。

(略)	
-----	--

(略)	
	定による防火区画 令第一百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第一百二十二条第十項から第十二項まで又は第十五項(令第一百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十項から第十二項までを除く。)の規定による防火区画 令第一百七条の二の規定に適合しないこと。

(六)	
令第百二十八条の五(令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない	室内に面する部分 設計図書等により確認する。 令第百二十八条の五(令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない
(六)	
令第百二十八条の五(令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない	室内に面する部分 設計図書等により確認する。 令第百二十八条の五(令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない

	(二)	略	
	床		
耐火構造の床又は準耐火構造の防火区画を構成する床に限る。	(略)	耐火構造	
		準耐火性能等の確保	
		設計図書等により確認する。	
		次の(一)から(三)までのいずれかに該当すること。 (一) 令第一百二十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項(令第一百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、第十八項を除く。(二)	場合にあつては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。(三)の規定に適合しないこと。

	(二)	略	
	床		
耐火構造の床又は準耐火構造の防火区画を構成する床に限る。	(略)	耐火構造	
		準耐火性能等の確保	
		設計図書等により確認する。	
		次の(一)から(三)までのいずれかに該当すること。 (一) 令第一百二十二条第一項、第三項から第五項まで又は第十七項(令第一百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、第十七項を除く。(二)	

規定による防火区画 一時
間準耐火基準
に適合しない
こと。

(二) 令第百十二
条第七項又は
第十項(令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第七項を
除く。)の規
定による防火
区画 令第百
七条の規定に
適合しないこ
と。

(三) 令第百十二
条第十一項か
ら第十三項ま
で又は第十六
項(令第百二
十九条の第二

規定による防火区画 一時
間準耐火基準
に適合しない
こと。

(二) 令第百十二
条第六項又は
第九項(令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第七項を
除く。)の規
定による防火
区画 令第百
七条の規定に
適合しないこ
と。

(三) 令第百十二
条第十項から
第十二項まで
又は第十五項
(令第百二十
九条の第二

(三)		(各)	(各)	
防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		(略)	(略)	
居室から地上へ通じる主たる廊下、階段、その他通路の設置された防火設備又は戸における戸	区画に 対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと	
居室から地上へ通じる主たる廊下、階段、その他通路の設置された防火設備又は戸における戸	区画に 対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと	

(三)		(三)		(各)	(各)		
防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		(略)	(略)				
						(略)	
居室から地上へ通じる主たる廊下、階段、その他通路の設置された防火設備又は戸における戸	区画に 対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十八項の規定に適合しないこと				

	(三)

昭 和 四 十 八 年 建 設 省 告 示 第 二 千 五 百 六 十 三 号 第 一 号	の 設 置 の 状 況	
常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストックプウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテストンションゲージ等により測定する。ただし、		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口の規定に適合しないこと。

	(三)
--	-----

昭 和 四 十 八 年 建 設 省 告 示 第 二 千 五 百 六 十 三 号 第 一 号	の 設 置 の 状 況	
常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストックプウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテストンションゲージ等により測定する。ただし、		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口（同告示第五において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。

	(三)	略

常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷	(略)	三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。
		目視により確認する。 常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第一百十二条第十九項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。）に支障があること。

	(三)	略
--	-----	---

常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷	(略)	三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。
		目視により確認する。 常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第一百十二条第十八項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。）に支障があること。

(略)	(四)	(略)	(略)	(略)
	居室の採光及び換気		(略)	の状況
(略)	換気設備の作動の状況	(略)		
	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合には、当該記録により確認することとで足りる。	換気設備が作動しないこと。		

(略)	(四)	(略)	(略)	(略)
	居室の採光及び換気		(略)	の状況
(略)	換気設備の作動の状況	(略)		
	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合には、当該記録により確認することとで足りる。	換気設備が作動しないこと。		

五 避難 施設 等		
(三)	(略)	(略)
等 設備 排煙		
壁 防煙		
況 置の 画の 設 区 状 設 区		
する。 設計図書等 により確認		
令第百二十六条 の三の規定に適 合しないこと。 ただし、令第百 二十八条の第六 一項の規定が適 用され、かつ区 画避難安全性能 に影響を及ぼす 修繕等が行われ ていない場合、 令第百二十九条 第一項の規定が 適用され、かつ 階避難安全性能 に影響を及ぼす 修繕等が行われ ていない場合又 は令第百二十九 条の二第一項の 規定が適用され 、かつ全館避難 安全性能に影響 を及ぼす修繕等 が行われていな		

五 避難 施設 等		
(三)	(略)	(略)
等 設備 排煙		
壁 防煙		
況 置の 画の 設 区 状 設 区		
する。 設計図書等 により確認		
令第百二十六条 の三の規定に適 合しないこと。 ただし、令第百 二十九条第一項 の規定が適用さ れ、かつ階避難 安全性能に影響 を及ぼす修繕等 が行われていな い場合又は令第 百二十九条の二 第一項の規定が 適用され、かつ 全館避難安全性能 に影響を及ぼ す修繕等が行わ れていない場合 を除く。		

			(二十七)	略	
			設備	排煙	
			況	排煙設備の設置の状況	(略)
			る。	目視及び設計図書等により確認する。	
			令第二百二十六条の二の規定に適合しないこと。 ただし、令第二百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。		
			(二十七)	略	
			設備	排煙	
			況	排煙設備の設置の状況	(略)
			る。	目視及び設計図書等により確認する。	
			令第二百二十六条の二の規定に適合しないこと。 ただし、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。		

	(略)			(略)					
	(略)			(略)					
(略)									

別記 (A 4)

調査結果表
(略)

番号	調査項目	(略)
(略)		
4	建築物の内部	
(1)	防火区画の状況	(略)
(2)	令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	(略)
(3)	令第112条第18項に規定する区画の状況	(略)
(4)	防火区画の外周部等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	(略)

	(略)			(略)					
	(略)			(略)					
(略)									

別記 (A 4)

調査結果表
(略)

番号	調査項目	(略)
(略)		
4	建築物の内部	
(1)	防火区画の状況	(略)
(2)	令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	(略)
(3)	令第112条第17項に規定する区画の状況	(略)
(4)	防火区画の外周部等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	(略)

			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)
(5)				
(略)				
その他確認事項				
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無 ☐ 有 (階) ☐ 無				
特記事項				
(略)				

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。

⑫～⑭ (略)

			令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)
(5)				
(略)				
(新設)				
特記事項				
(略)				

(注意)

①～⑩ (略)

(新設)

⑪～⑬ (略)

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第十六条 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		別表第二		改正後	
(略)	二 共通			(略)	
	(略)	(一)	(略)		
		防火区 画貫通 部			(イ)検査 項目
		油圧配 管、電 線及び 作動油 戻し配 管の防 火区画 貫通部 の状況			(ロ)検査 事項
		防火区画貫通部の 措置の状況を目視 により確認する。			(ハ)検査方法
	令第百十二 条第二十項 又は令第百 二十九条の 二の四第一 項第七号の 規定に適合 しないこと 。	(ニ)判定基準			

		別表第二		改正前	
(略)	二 共通			(略)	
	(略)	(一)	(略)		
		防火区 画貫通 部			(イ)検査 項目
		油圧配 管、電 線及び 作動油 戻し配 管の防 火区画 貫通部 の状況			(ロ)検査 事項
		防火区画貫通部の 措置の状況を目視 により確認する。			(ハ)検査方法
	令第百十二 条第十九項 又は令第百 二十九条の 二の四第一 項第七号の 規定に適合 しないこと 。	(ニ)判定基準			

（建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第十七条 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	
別表第一		別表第二	
項目	(イ) 検査	項目	(イ) 検査
事項	(ロ) 検査	事項	(ロ) 検査
	(ハ) 検査方法		(ハ) 検査方法
	(ニ) 判定基準		(ニ) 判定基準
別表第一		別表第二	
項目	(イ) 検査	項目	(イ) 検査
事項	(ロ) 検査	事項	(ロ) 検査
	(ハ) 検査方法		(ハ) 検査方法
	(ニ) 判定基準		(ニ) 判定基準
別表第一		別表第二	
項目	(イ) 検査	項目	(イ) 検査
事項	(ロ) 検査	事項	(ロ) 検査
	(ハ) 検査方法		(ハ) 検査方法
	(ニ) 判定基準		(ニ) 判定基準

[illegible]

方メートル）
平均風速（単位：秒につきメートル）

安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、
あつては、
令第二百二十三条第三項
第二号及び
第二百二十六条の第三項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。

	(十)	略	
	排煙口		
	機械排煙設備の外形観		
	排烟口の位置	(略)	
	目視により確認する。		
平成十二年建設省告示第四百三十六号又は令第三百二十六条の三第一項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条第二項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性不能、階避難安全性不能又			く。)の規定に適合しないこと。

	(土)	(略)

手動開 放装置 の操作 方法の 表示の 状況	(略)	
目視により確認する。		
令第二百二十六条の第三項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百十九条の第二項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能		は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(土)	(略)
--	-----	-----

手動開 放装置 の操作 方法の 表示の 状況	(略)	
目視により確認する。		
令第二百二十六条の第三項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項又は第二百二十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。		

(六)	略	
-----	---	--

機械排煙設備の排煙口の性能		
排煙口の排煙風量	(略)	
		避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。		
$Q = 60AV_m$ この式において、 Q 、 A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位: ㎡/分) 一分につき立方メートル		令第百二十六条の第三項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第二十一条又は令第十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性、階避難安全性又は全館避難安全性

(六)	略	
-----	---	--

機械排煙設備の排煙口の性能		
排煙口の排煙風量	(略)	
		い場合を除く。
排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。		
$Q = 60AV_m$ この式において、 Q 、 A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位: ㎡/分) 一分につき立方メートル		令第百二十六条の第三項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(三)	略	略
道風煙排			
分 部 蔽 隠 ー 道 風 煙 排 の 備 設 煙 排 械 機			
質 道 排 の 煙 材 風	(略)	(略)	
る。目視により確認す			V_m 平均風速(単位 一秒につき メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル)
令第二百二十六条の第三項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百一十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百一十九条第二項の規定が適用され、かつ階避難安			能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三)	略	略
道風煙排			
分 部 蔽 隠 ー 道 風 煙 排 の 備 設 煙 排 械 機			
質 道 排 の 煙 材 風	(略)	(略)	
る。目視により確認す			V_m 平均風速(単位 一秒につき メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル)
令第二百二十六条の第三項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百一十九條第一項又は第二百二十九條第二項の規定が適用され、かつ階避難安			く。

(三十一)	略	
-------	---	--

防火ダンパパン（外壁の開閉部で延焼防止のため）		
壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパ）が令第百十條第二項に規定	(略)	
目視により確認する。		
防火ダンパと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆さ		二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性性能、階避難安全性性能又は全館避難安全性性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三十一)	略	
-------	---	--

防火ダンパパン（外壁の開閉部で延焼防止のため）		
壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパ）が令第百十條第二項に規定	(略)	
目視により確認する。		
防火ダンパと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆さ		つ、階避難安全性性能又は全館避難安全性性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三)	
煙排の造構な殊特	
煙排の造構な殊特	～ °く除をのもるけ設に分部るあのれそおの焼
置及び大気及び排煙口 及び位さの給	°に限る場合に設けら部分に接する分に近する部を貫通火区画造の耐火構する準
る。目視により確認す	
規定に適合 口又はハの 及び第二号 十七号第一 第千四百三 建設省告示 平成十二年	れていない こと。

(三)	
煙排の造構な殊特	
煙排の造構な殊特	～ °く除をのもるけ設に分部るあのれそおの焼
置及び大気及び排煙口 及び位さの給	°に限る場合に設けら部分に接する分に近する部を貫通火区画造の耐火構する準
る。目視により確認す	
規定に適合 口又はハの 及び第二号 十七号第一 第千四百三 建設省告示 平成十二年	れていない こと。

(三六)	略	

備 設

観 外 の 口 気 給 び 及 口 煙 排 の 備 設

手動開 放装置 の操作 の方法の 表示の	(略)	
目視により確認する。		
令第二百二十六条の第三項第五号の規定に適合しないこ		しないこと。ただし、令第二百二十八条の第六項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階段避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三六)	略	
------	---	--

備 設

観 外 の 口 気 給 び 及 口 煙 排 の 備 設

手動開 放装置 の操作 の方法の 表示の	(略)	
目視により確認する。		
令第二百二十六条の第三項第五号の規定に適合しないこ		しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、階段避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

		(三十七)	
煙 排 の 造 構 な 殊 特			
風 量 の 排 煙 口			状 況
排煙口の同一断面 内から五箇所を偏 りなく抽出し、風 速計を用いて一点 につき三十秒以上 継続して風速を測 定し、次の式によ り排煙風量を算出		と。ただし、 令第二百二 十八条の六 第一項、令 第二百二十九 条第一項又 は令第二百二 十九条の二 第一項の規 定が適用さ れ、かつ、 区画避難安 全性能、階 避難安全性 能又は全館 避難安全性 能に影響を 及ぼす修繕 等が行われ ていない場 合を除く。	
の六第一項 百二十八条 だし、令第 百二十九条 第一項又は			
		(三十七)	
煙 排 の 造 構 な 殊 特			
風 量 の 排 煙 口			状 況
排煙口の同一断面 内から五箇所を偏 りなく抽出し、風 速計を用いて一点 につき三十秒以上 継続して風速を測 定し、次の式によ り排煙風量を算出		と。ただし、 令第二百二 十九条第一 項又は第百 二十九条の 二第一項の 規定が適用 され、かつ 、階避難安 全性能又は 全館避難安 全性能に影 響を及ぼす 修繕等が行 われていな い場合を除 く。	
第一項又は 百二十九条			

(四十)	略	略	
------	---	---	--

な 殊 特		能 性 の 口 煙 排 の 備 設	
給気風	(略)	(略)	
目視により確認す			する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積 (単位 平方メートル) V_m 平均風速 (単位 一秒につきメートル)
令第二百二十			、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(四十一)	略	略	
-------	---	---	--

な 殊 特		能 性 の 口 煙 排 の 備 設	
給気風	(略)	(略)	
目視により確認す			する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積 (単位 平方メートル) V_m 平均風速 (単位 一秒につきメートル)
令第二百二十			第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(四十三)		
(略)		
構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		
防煙壁の貫通	(略)	構造の材質
目視により確認する。		る。
令第二百二十六条の三第		六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性、階避難安全性、避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(四十三)		
(略)		
構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		
防煙壁の貫通	(略)	構造の材質
目視により確認する。		る。
令第二百二十六条の三第		六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

--	--	--

--	--	--

(四十六)	略	
-------	---	--

特 排煙口	(略)	
の開放		措置の状況
と連動		
作動の状況を確認する。		
令第二百二十六条の三第二項の規定		一、項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

--	--	--

--	--	--

(四十六)	略	
-------	---	--

特 排煙口	(略)	
の開放		措置の状況
と連動		
作動の状況を確認する。		
令第二百二十六条の三第二項の規定		一、項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

--	--	--

(四十九)	略	

能性の機風送気給の備設煙排の造構		
量給風給	(略)	起動の状況
風機の		
給気風の		
速計を用いて一点		に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性、階段避難性能又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
に適合しない		

(四十九)	略	

能性の機風送気給の備設煙排の造構		
量給風給	(略)	起動の状況
風機の		
給気風の		
速計を用いて一点		に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階段避難安全性、又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
に適合しない		

(略)	
(略)	につき三十秒以上 継続して風速を測 定し、次の式によ り給気風量を算出 する。 $Q = 60AV_m$ この式におい て、Q、A 及 び V_m は、そ れぞれ次の数 値を表すもの とする。 Q 給気風 量(単位 一分に つき立方 メートル) A 吸込口 面積(単 位 平方 メートル) V_m 平均風 速(単位 一秒に つきメー トル) いこと。た だし、令第 百二十八条 の六第一項 、令第二百 十九条第一 項又は令第 百二十九条 の二第一項 の規定が適 用され、か つ、区画避 難安全性能 、階避難安 全性能又は 全館避難安 全性能に影 響を及ぼす 修繕等が行 われていな い場合を除 く。
(略)	
(略)	につき三十秒以上 継続して風速を測 定し、次の式によ り給気風量を算出 する。 $Q = 60AV_m$ この式におい て、Q、A 及 び V_m は、そ れぞれ次の数 値を表すもの とする。 Q 給気風 量(単位 一分に つき立方 メートル) A 吸込口 面積(単 位 平方 メートル) V_m 平均風 速(単位 一秒に つきメー トル) いこと。た だし、令第 百二十九条 第一項又は 第二百十九 条の二第一 項の規定が 適用され、 かつ、階避 難安全性能 又は全館避 難安全性能 に影響を及 ぼす修繕等 が行われて いない場合 を除く。

(略)		(略)	四 予 備電 源				(略)			
			(略)	(各)	(各)	(一)		(略)		
	項目 (い)検査			置 装 電 発 用 家 自						
	事項 (ろ)検査			(略)	況 状 の 等 置 装 電 発 用 家 自				(略)	
					(略)	の 通 等 火 室 発 自 状 措 貫 区 防 電 家 況 置 の 画 機 用		目視により確認する。		令第百二十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。

別表第三

(略)		(略)	四 予 備電 源				(略)			
			(略)	(各)	(各)	(一)		(略)		
	項目 (い)検査			置 装 電 発 用 家 自						
	事項 (ろ)検査			(略)	況 状 の 等 置 装 電 発 用 家 自				(略)	
					(略)	の 通 等 火 室 発 自 状 措 貫 区 防 電 家 況 置 の 画 機 用		目視により確認する。		令第百二十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。

別表第三

(略)		(略)	四 予 備電源				(略)		
			(略)	(略)	(略)	(一)		(略)	
	項目 (い)検査			置 装 電 発 用 家 自					
	事項 (ろ)検査			(略)	況 状 の 等 置 装 電 発 用 家 自			(略)	
					(略)	の 通 等 火 室 発 自 状 措 の 区 電 家 況 置 貫 画 機 用			る。 目視により確認す
	(は)検査方法						令第百十二 条第十九項 若しくは第 二十項又は 令第二百十 九条の二の 四第一項第 七号の規定 に適合しな いこと。		
	(に)判定基準								

別表第三

五電 源別置 形の蓄 電池		(略)	二電 池内蔵 形の蓄 電池、 電源別 置形の 蓄電池 及び自 家用発 電装置	
(略)	(一)		(四)	
池電蓄			配線	
(略)	況状の等池電蓄		配電管 等の防 火区画 の貫通 措置の 状況（ 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。）	
			目視又は触診によ り確認するととも に、必要に応じて 鋼製巻尺等により 測定する。	
		令第百十二 条第二十項 又は令第百 二十九条の 二の四第一 項第七号の 規定に適合 しないこと 。		

五電 源別置 形の蓄 電池		(略)	二電 池内蔵 形の蓄 電池、 電源別 置形の 蓄電池 及び自 家用発 電装置	
(略)	(一)		(四)	
池電蓄			配線	
(略)	況状の等池電蓄		配電管 等の防 火区画 の貫通 措置の 状況（ 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。）	
			目視又は触診によ り確認するととも に、必要に応じて 鋼製巻尺等により 測定する。	
			令第百十二 条第十九項 又は令第百 二十九条の 二の四第一 項第七号の 規定に適合 しないこと 。	

五電 源別置 形の蓄 電池		(略)	二電 池内蔵 形の蓄 電池、 電源別 置形の 蓄電池 及び自 家用発 電装置	
(略)	(一)		(四)	
池電蓄			配線	
(略)	況状の等池電蓄		配電管 等の防 火区画 の貫通 措置の 状況（ 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。）	
			目視により確認す る。	
			令第百十二 条第十九項 若しくは第 二十項又は 令第二百十 九条の二の 四第一項第 七号の規定 に適合しな いこと。	

六 自 家 用 発 電 装 置					
(略)	(略)	(一)	(略)	(七)	
置 装 電 発 用 家 自					
(略)	況 状 の 等 置 装 電 発 用 家 自		器 電 充		
	(略)	の 状 況 通 措 置 等 の 貫 火 区 画 室 の 防 発 電 機 自 家 用	(略)	の 状 況 通 措 置 等 の 貫 火 区 画 室 の 防 充 電 器	
		目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。	
		令 第 百 二 十 二 条 第 二 十 項 若 し く は 第 二 十 一 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。			令 第 百 二 十 二 条 第 二 十 項 若 し く は 第 二 十 一 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。

六 自 家 用 発 電 装 置					
(略)	(略)	(一)	(略)	(七)	
置 装 電 発 用 家 自					
(略)	況 状 の 等 置 装 電 発 用 家 自		器 電 充		
	(略)	の 状 況 通 措 置 等 の 貫 火 区 画 室 の 防 発 電 機 自 家 用	(略)	の 状 況 通 措 置 等 の 貫 火 区 画 室 の 防 充 電 器	
		目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。	
		令 第 百 二 十 二 条 第 十 九 項 若 し く は 第 二 十 一 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。			令 第 百 二 十 二 条 第 十 九 項 若 し く は 第 二 十 一 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。

（間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件の一部改正）

第十八条 間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件（平成二十六年国土交通省告示第八百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第百十二条第四項及び第百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限る。）を設けたものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二 （略）	建築基準法施行令第百十二条第三項及び第百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限る。）を設けたものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二 （略）

（建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件の一部改正）

第十九条 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		第一 (略) 2 (略) 3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。 一 (略) 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。 イ (略) ロ 令第百十二条第七項、第十一項（ただし書を除く。）から第十七項まで及び第十九項から第二十一項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
令第百十二条	は、第一項 （以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ	床面積の合計百平方メートル以内ごとに 高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを	主要構造部 工事完了後において主要構造部
改正前		第一 (略) 2 (略) 3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。 一 (略) 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。 イ (略) ロ 令第百十二条第六項、第十項（ただし書を除く。）から第十六項まで及び第十八項から第二十項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
令第百十二条	は、第一項 （以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ	床面積の合計百平方メートル以内ごとに 高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを	主要構造部 工事完了後において主要構造部

令第百 十二條 項第十九	令第百 十二條 項第十三 項及び	第十一項		
若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので	しななければならない	しななければならない	の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）	の堅穴部分
をした状態に	すれば足りる。	すれば足りる	を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、当該堅穴部分にある仮使用の部分については、当該堅穴部分にある仮使用の部分以外の部分	となるものの堅穴部分

令第百 十二條 項第十八	令第百 十二條 項第十一 項及び	第十項		
若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので	しななければならない	しななければならない	の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）	の堅穴部分
をした状態に	すれば足りる。	すれば足りる	を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、当該堅穴部分にある仮使用の部分については、当該堅穴部分にある仮使用の部分以外の部分	となるものの堅穴部分

4

ハ
（略）

（略）

4

ハ
（略）

（略）

（壁等の構造方法を定める件の一部改正）

第二十条 壁等の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。 一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。 イ (略) ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。 (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。 (i) (略) (ii) 令第一百十二条第十九項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。 (iii) (略) (2) (略) 二・三 (略) 第八 令第一百十二条第二十項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。
改正前	第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。 一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。 イ (略) ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。 (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。 (i) (略) (ii) 令第一百十二条第十八項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。 (iii) (略) (2) (略) 二・三 (略) 第八 令第一百十二条第十九項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第二十項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第二十一条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第一百十</u>条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）<u>第二十七</u>条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。 イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。 (1) (3) (略) (4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定避難時間防火設備で<u>令第一百十二</u>条第十九項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には<u>法第二</u>条第九号の二に規定する防火設備で<u>令第一百十二</u>条第十九項第二号に規定する構造であるものを設けていること。 (5) (略) ロ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第七項において「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（当該建築物が<u>令第一百十二</u>条第一項、<u>第四</u>	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第一百十</u>条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）<u>第二十七</u>条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。 イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。 (1) (3) (略) (4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定避難時間防火設備で<u>令第一百十二</u>条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には<u>法第二</u>条第九号の二に規定する防火設備で<u>令第一百十二</u>条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けていること。 (5) (略) ロ 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第七項において「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表一に掲げる式によって計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表二に掲げる式によって計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（当該建築物が<u>令第一百十二</u>条第一項、<u>第三</u>

項又は第五項の規定により区画された建築物である場合にあっては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1)～(4) (略)

表一・表二 (略)

ハ～ホ (略)

二～四 (略)

2 (略)

3 第一項の「特定避難時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。）をいう。

一～四 (略)

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4 前各項の「固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{r,eq(c)} = \left(\frac{\alpha}{460}\right)^{3/2} t_r$$

項又は第四項の規定により区画された建築物である場合にあっては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。

(1)～(4) (略)

表一・表二 (略)

ハ～ホ (略)

二～四 (略)

2 (略)

3 第一項の「特定避難時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。）をいう。

一～四 (略)

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4 前各項の「固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{r,eq(c)} = \left(\frac{\alpha}{460}\right)^{3/2} t_r$$

この式において、 $t_{r,eq(c)}$ 、 α 及び t_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{r,eq(c)}$ 固有特定避難時間 (単位 分)

α 次の式によって計算した当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

$$\alpha_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{q_b}{\sum(A_i I_i) \sqrt{f_{op}}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$$

この式において、 α_i 、 q_b 、 A_i 、 I_i 及び f_{op} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_i 当該建築物の各室における火災温度上昇係数
平成十二年建設省告示第千四百三十三号第二

q_b に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量 (単位 メガワット)

A_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の表面積 (単位 平方メートル)

I_i 次の式によって計算した当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性 (単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2})

$$I_i = \sqrt{kpc}$$

この式において、 I_i 、 k 、 ρ 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性 (単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2})

k 当該室の壁、床及び天井の部分ごとの

この式において、 $t_{r,eq(c)}$ 、 α 及び t_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{r,eq(c)}$ 固有特定避難時間 (単位 分)

α 次の式によって計算した当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

$$\alpha_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{q_b}{\sum(A_i I_i) \sqrt{f_{op}}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$$

この式において、 α_i 、 q_b 、 A_i 、 I_i 及び f_{op} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_i 当該建築物の各室における火災温度上昇係数
平成十二年建設省告示第千四百三十三号第二

q_b に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量 (単位 メガワット)

A_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の表面積 (単位 平方メートル)

I_i 次の式によって計算した当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性 (単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2})

$$I_i = \sqrt{kpc}$$

この式において、 I_i 、 k 、 ρ 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性 (単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2})

k 当該室の壁、床及び天井の部分ごとの

熱伝導率（単位　一メートルケルビンにつきキロワット） ρ 当該室の壁、床及び天井の部分ごとの密度（単位　一立方メートルにつきキログラム） c 当該室の壁、床及び天井の部分ごとの比熱（単位　一キログラムケルビンにつきキロジュール） f_{op} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三号イ(2)に規定する有効開口因子（単位　メートル^{5/2}）	t_r 次の式によって計算した実特定避難時間（単位　分） $t_r = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{search} + t_{retreat}$	この式において、t_r、t_{escape}、t_{region}、t_{search}及び$t_{retreat}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。 t_r 実特定避難時間（単位　分） t_{escape} 次の式によって計算した在館者避難時間（単位　分） $t_{escape} = t_{escape(w)} + t_{escape(c)}$ この式において、t_{escape}、$t_{escape(w)}$及び$t_{escape(c)}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。 t_{escape} 在館者避難時間（単位　分） $t_{escape(w)}$ 次の式によって計算した当該建築物の
熱伝導率（単位　一メートルケルビンにつきキロワット） ρ 当該室の壁、床及び天井の部分ごとの密度（単位　一立方メートルにつきキログラム） c 当該室の壁、床及び天井の部分ごとの比熱（単位　一キログラムケルビンにつきキロジュール） f_{op} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三号イ(2)に規定する有効開口因子（単位　メートル^{5/2}）	t_r 次の式によって計算した実特定避難時間（単位　分） $t_r = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{search} + t_{retreat}$	この式において、t_r、t_{escape}、t_{region}、t_{search}及び$t_{retreat}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。 t_r 実特定避難時間（単位　分） t_{escape} 次の式によって計算した在館者避難時間（単位　分） $t_{escape} = t_{escape(w)} + t_{escape(c)}$ この式において、t_{escape}、$t_{escape(w)}$及び$t_{escape(c)}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。 t_{escape} 在館者避難時間（単位　分） $t_{escape(w)}$ 次の式によって計算した当該建築物の

各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{escape(wi)} = \frac{L}{v}$$

この式において、 $t_{escape(wi)}$ 、 L 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(wi)}$ 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間（単位 分）

L 当該部分から地上への出口の一に至る歩行距離（単位 メートル）

v 当該部分の用途、建築物の部分の種類及び避難の方向に応じ、次の表に定める歩行速度（単位 メートル毎分）

当該部分の用途		建築物の種類	避難の方	歩行速度
階段		向	向	速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	上り			
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	下り	向	向	速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	九			
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	十二	向	向	速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	十二			

各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{escape(wi)} = \frac{L}{v}$$

この式において、 $t_{escape(wi)}$ 、 L 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(wi)}$ 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間（単位 分）

L 当該部分から地上への出口の一に至る歩行距離（単位 メートル）

v 当該部分の用途、建築物の部分の種類及び避難の方向に応じ、次の表に定める歩行速度（単位 メートル毎分）

当該部分の用途		建築物の種類	避難の方	歩行速度
階段		向	向	速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	上り			
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	下り	向	向	速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	九			
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	十二	向	向	速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公	十二			

児童福祉施設等令（第五十三号）に規定す				児童、集会場その他に類する用途
乳児又は満二歳未満の幼児を保育する場（階段、下階、避難階段、地上に通ずるものに限る。）				
その他	廊下	保育室		その他部分
一	一	一	下り	一
三十	八	十二	五・二	三十

児童福祉施設等令（第五十三号）に規定す				児童、集会場その他に類する用途
乳児又は満二歳未満の幼児を保育する場（階段、下階、避難階段、地上に通ずるものに限る。）				
その他	廊下	保育室		その他部分
一	一	一	下り	一
三十	八	十二	五・二	三十

さ 用 利 り よ に み の 所 通 へ じ 同 下 以 。 う い を 等 設 施 祉 福 童 児 る

場 他 の 合 の			
部 分	他 の	階 段	部 分
	一	下 上 り り	
	十 五	六 五 四 ・	

さ 用 利 り よ に み の 所 通 へ じ 同 下 以 。 う い を 等 設 施 祉 福 童 児 る

場 他 の 合 の			
部 分	他 の	階 段	部 分
	一	下 上 り り	
	十 五	六 五 四 ・	

ル宅、はるらその他 その共同用途に 他、ホテ又す			途用るす類にれこ他のそゝる限にのもるれ	
の他のそ		段階		
		下り	上り	
三十		十二	九	

ル宅、はるらその他 その共同用途に 他、ホテ又す			途用るす類にれこ他のそゝる限にのもるれ	
の他のそ		段階		
		下り	上り	
三十		十二	九	

$t_{escape(ci)} = \frac{P}{R}$ この式において、$t_{escape(ci)}$、P及びRは、その	$t_{escape(c)}$				これらに類する用途（病院、診療所、及び児童福祉施設等を除く。）	
	分 部		段 階		分 部	
			下り	上り		
	九 三十		十六	十二		

次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間のうち最大のもの（単位 分）

$t_{escape(ci)} = \frac{P}{R}$ この式において、$t_{escape(ci)}$、P及びRは、その	$t_{escape(c)}$				これらに類する用途（病院、診療所、及び児童福祉施設等を除く。）	
	分 部		段 階		分 部	
			下り	上り		
	九 三十		十六	十二		

次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間のうち最大のもの（単位 分）

れぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(ci)}$

当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間（単位：分）

P 次の式によって計算した当該階段を経由して避難する者（以下「避難者」という。）の数（単位：人）

$$P = \sum p A_{area}$$

この式において、 P 、 p 及び A_{area} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 在室者の数（単位：人）

p 次の表の上欄に掲げる避難者の存する居室の種類に応じ、それぞれ同表下欄に定める在館者密度（単位：一平方メートルにつき人）

住宅の居室	
住宅 以外 の建	固定ベ ッドの 数を床 面積で
六	〇・〇

れぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(ci)}$

当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間（単位：分）

P 次の式によって計算した当該階段を経由して避難する者（以下「避難者」という。）の数（単位：人）

$$P = \sum p A_{area}$$

この式において、 P 、 p 及び A_{area} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 在室者の数（単位：人）

p 次の表の上欄に掲げる避難者の存する居室の種類に応じ、それぞれ同表下欄に定める在館者密度（単位：一平方メートルにつき人）

住宅の居室	
住宅 以外 の建	固定ベ ッドの 数を床 面積で
六	〇・〇

供す	途に	の用	も園	こど	認定	携型	保連	は幼	所又	保育	もの	展示室その他	居室	する	に供	用途	する	に類	れら	他こ	その	会場	、集	会堂	、公	覧場
その他	る場合	に供す	る用途	保育す	幼児を	たない	歳に満	は満二	乳児又	〇・六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
〇・五										〇・六		〇・五														一・五

供す	途に	の用	も園	こど	認定	携型	保連	は幼	所又	保育	もの	展示室その他	居室	する	に供	用途	する	に類	れら	他こ	その	会場	、集	会堂	、公	覧場
その他	る場合	に供す	る用途	保育す	幼児を	たない	歳に満	は満二	乳児又	〇・六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
〇・五										〇・六		〇・五														一・五

$R = \min(90D_{co}, R_d, R_{st})$ この式において、R、D_{co}、R_d及びR_{st}は、それぞれ次の数値を表すものとする。 R 当該階段における流動量（単位 一分につき人） D_{co} 当該階段から地上に通ずる廊下の幅のうち最小	R 次の式によって計算した当該階段における流動量（単位 一分につき人）	A_{area} 避難者の存する居室の床面積（単位 平方メートル）	<table border="1"> <tr> <td>居室</td> <td> 児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室 </td> <td> 〇・三 三 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	居室	児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室	〇・三 三				居室 居の場合
	居室	児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室	〇・三 三							

$R = \min(90D_{co}, R_d, R_{st})$ この式において、R、D_{co}、R_d及びR_{st}は、それぞれ次の数値を表すものとする。 R 当該階段における流動量（単位 一分につき人） D_{co} 当該階段から地上に通ずる廊下の幅のうち最小	R 次の式によって計算した当該階段における流動量（単位 一分につき人）	A_{area} 避難者の存する居室の床面積（単位 平方メートル）	<table border="1"> <tr> <td>居室</td> <td> 児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室 </td> <td> 〇・三 三 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	居室	児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室	〇・三 三				居室 居の場合
	居室	児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室	〇・三 三							

R_d のもの（単位 メートル）
 次の式によって計算した当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{di} = B_d N_d$$

この式において、 R_{di} 、 B_d 及び N_d は、それぞれ次の値を表すものとする。

- R_{di} 当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量（単位 一分につき人）
- B_d 当該出口の幅（単位 メートル）
- N_d 次の表の上欄に掲げる当該出口の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該出口の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

R_d のもの（単位 メートル）
 次の式によって計算した当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{di} = B_d N_d$$

この式において、 R_{di} 、 B_d 及び N_d は、それぞれ次の値を表すものとする。

- R_{di} 当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動係数（単位 一分につき人）
- B_d 当該出口の幅（単位 メートル）
- N_d 次の表の上欄に掲げる当該出口の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該出口の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

ートル)

R_{st} 次の式によって計算した当該階段の有効流動量 (単位 一分につき人)

$$R_{st} = D_{st} N_{st}$$

この式において、 R_{st} 、 D_{st} 及び N_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_{st} 当該階段における有効流動量 (単位 一分につき人)

D_{st} 当該階段の幅 (単位 メートル)

N_{st} 次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該階段の流動係数 (単位 一分メートルにつき人)

下	$D_{landing}$
り	D_{st}
	$\min\{7$
	$2-48$
	$(1-D$

ートル)

R_{st} 次の式によって計算した当該階段の有効流動量 (単位 一分につき人)

$$R_{st} = D_{st} N_{st}$$

この式において、 R_{st} 、 D_{st} 及び N_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_{st} 当該階段における有効流動量 (単位 一分につき人)

D_{st} 当該階段の幅 (単位 メートル)

N_{st} 次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該階段の流動係数 (単位 一分メートルにつき人)

下	$D_{landing}$
り	$\langle D_{st}$
	$\min\{7$
	$2-48$
	$(1-D$

t_{search}

次の式によって計算した当該建築物の各室（以下「火災室」という。）で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間のうち最大のもの（単位：分）

$$t_{search,i} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} + \frac{A_1}{V_1} + \frac{A_2}{V_2} + \frac{A_3}{50}$$

t_{region}

次の表の上欄に掲げる建築物が立地する土地の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める常備消防機関の現地到着時間（単位：分）

用途地域が定められている土地の区域	二十
用途地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域	三十以上であつて特定行政庁が定める時間

D_{st}
の幅（単位メートル）

t_{search}

次の式によって計算した当該建築物の各室（以下「火災室」という。）で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間のうち最大のもの（単位：分）

$$t_{search,i} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} + \frac{A_1}{V_1} + \frac{A_2}{V_2} + \frac{A_3}{50}$$

t_{region}

次の表の上欄に掲げる建築物が立地する土地の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める常備消防機関の現地到着時間（単位：分）

用途地域が定められている土地の区域	二十
用途地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域	三十以上であつて特定行政庁が定める時間

D_{st}
の幅（単位メートル）

この式において、 $t_{search,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 A_1 、 V_1 、 A_2 、 V_2 及び A_3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{search,i}$ 火災室で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間（単位 分）

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室（火災室で火災が発生した場合における当該火災室のある階（以下「出火階」という。）に通ずるものに限る。以下この項において同じ。）までの歩行距離（単位 メートル）

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位 メートル）

v_{fb} 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める避難階の階段室から出火階の階段室までの移動速度（単位 メートル毎分）

建築物の部分の種類	移動速度
非常用の昇降機が設けられている部分	六〇
連結送水管が設けられている部分	十五

この式において、 $t_{search,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 A_1 、 V_1 、 A_2 、 V_2 及び A_3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{search,i}$ 火災室で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間（単位 分）

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室（火災室で火災が発生した場合における当該火災室のある階（以下「出火階」という。）に通ずるものに限る。以下この項において同じ。）までの歩行距離（単位 メートル）

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位 メートル）

v_{fb} 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める避難階の階段室から出火階の階段室までの移動速度（単位 メートル毎分）

建築物の部分の種類	移動速度
非常用の昇降機が設けられている部分	六〇
連結送水管が設けられている部分	十五

A_1 出火階の床面積（単位 平方メートル） V_1 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種 類に応じ、同表の下欄に定める出火階にお ける搜索速度（単位 平方メートル毎分）	建築物の部分の 種類 五〇 スプリンクラー 設備等及び令第 百二十六条の三 の規定に適合す る排煙設備が設 けられている部 分（当該建築物 が令第百十二条 第一項、第四項 又は第五項の規 定により区画さ れた建築物であ る場合にあって は、当該区画さ れた各部分のう ち火災室が存す る部分が二以上	搜索速度 五〇	分 その他の部分 一〇・八

A_1 出火階の床面積（単位 平方メートル） V_1 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種 類に応じ、同表の下欄に定める出火階にお ける搜索速度（単位 平方メートル毎分）	建築物の部分の 種類 五〇 スプリンクラー 設備等及び令第 百二十六条の三 の規定に適合す る排煙設備が設 けられている部 分（当該建築物 が令第百十二条 第一項、第三項 又は第四項の規 定により区画さ れた建築物であ る場合にあって は、当該区画さ れた各部分のう ち火災室が存す る部分が二以上	搜索速度 五〇	その他の部分 一〇・八
--	---	--	--

A_3 出火階及び出火階の直上階以外の階の床面積 (単位 平方メートル)	t_{retreat} 次の式によつて計算した退避時間 (単位 分)	$t_{\text{retreat}} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{25}$	この式において、 t_{retreat} 、 L_1 及び L_2 は、それぞれの数値を表すものとする。	t_{retreat} 退避時間 (単位 分) L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室までの歩行距離 (単位メートル) L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離 (単位メートル)	6 5 (略) 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。 一・二 (略) 三 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備 イ (略) ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二	条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備 四・五 (略)

A_3 出火階及び出火階の直上階以外の階の床面積 (単位 平方メートル)	t_{retreat} 次の式によつて計算した退避時間 (単位 分)	$t_{\text{retreat}} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{25}$	この式において、 t_{retreat} 、 L_1 及び L_2 は、それぞれの数値を表すものとする。	t_{retreat} 退避時間 (単位 分) L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室までの歩行距離 (単位メートル) L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離 (単位メートル)	6 5 (略) 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。 一・二 (略) 三 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備 イ (略) ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二	条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備 四・五 (略)

7
·
8
(略)

7
·
8
(略)

（強化天井の構造方法を定める件の一部改正）

第二十二條 強化天井の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第四項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u> 一（略） 二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第二百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項若しくは<u>第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）</u>、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合においては、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十一項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。	建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第三項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</u> 一（略） 二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第二百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項若しくは<u>第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）</u>、同条第九項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合においては、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

四
(略)

四
(略)

（通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件の一部改正）

第二十三条 通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十七條第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする</u>こととする。 一五（略） 六 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。 イ <u>令第百十二條第十九項第二号イ及びロに掲げる構造とすること</u>。 。ただし、渡り廊下に<u>令第百二十六條の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令第百十二條第十九項第二号ロの規定については、この限りでない。</u> ロ（略） 七（略） 八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九條の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二條第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごと	建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十七條第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする</u>こととする。 一五（略） 六 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。 イ <u>令第百十二條第十八項第二号イ及びロに掲げる構造とすること</u>。 。ただし、渡り廊下に<u>令第百二十六條の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令第百十二條第十八項第二号ロの規定については、この限りでない。</u> ロ（略） 七（略） 八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九條の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二條第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第九項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごと

に区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとす
る。

九 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十一項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十
（略）

に区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとす
る。

九 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十
（略）

（防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第二十四条 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二		別表第一				改正後
		(略)	(略)	(略)	(略)	
別表第二		(略)	(略)	(略)	(略)	
別表第二		(略)	(略)	(略)	(略)	

(三)		(略)	別表第三		
(三)			(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法
総合的な作動の状況			(略)	(略)	(略)
防火区画（令第百十二条第十一項					
当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器					
耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しな					

(三)		(略)	別表第三		
(三)			(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法
総合的な作動の状況			(略)	(略)	(略)
防火区画（令第百十二条第十一項					
当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器					
耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しな					

(三)		(略)	別表第三		
(三)			(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法
総合的な作動の状況			(略)	(ニ) 判定基準	(略)
防火区画（令第百十二条第十項か					
当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器					
耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しな					

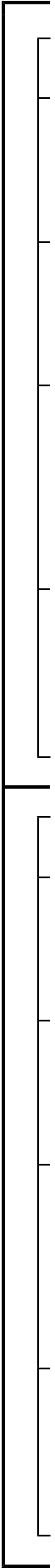
(三)		(略)	別表第三		
(三)			(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法
総合的な作動の状況			(略)	(ニ) 判定基準	(略)
防火区画（令第百十二条第十項か					
当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器					
耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しな					

別表第四

表第四				

別表第四

表第四					
		第十二項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	いこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。	
	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	(略)
	総合的な作動の状況	(略)	防火区画（令第百十二条第十項から第十二項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(二十五)の項(ハ)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャイ等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャイ等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。



（非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件の一部改正）

第二十五条 非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成二十九年国土交通省告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。 一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。 ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。 イ 次に掲げる措置 (1) 宿泊室と当該宿泊室から地上に通ずる部分とを準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第四項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。 (2) 四以上の宿泊室が相接する場合には、三室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第四項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に
改正前	第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。 一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。 ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。 イ 次に掲げる措置 (1) 宿泊室と当該宿泊室から地上に通ずる部分とを準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。 (2) 四以上の宿泊室が相接する場合には、三室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に

達せしめること。

(3) 相接する二以上の宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える場合には、百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令百十二条第四項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において準用する同令百十二条第二十項の規定に適合すること。

(5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において読み替えて準用する同令百十二条第二十一項の規定に適合すること。

ロ 宿泊室を建築基準法施行令百十二条第四項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に設けること。

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ 二 (略)

ホ 宿泊者使用部分を三階（当該届出住宅の延べ面積が二百平方メートル未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合にあっては、四階）以上の階に設けないこと。ただし、届出住宅が耐火建築物である場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該届出住宅の堅穴部分（建築基準法施行令百十二条第十項に規定する堅穴部分をいう。以下同じ。）と当該堅穴部分以外の部分とが間仕切壁又は同条第十九項第二号に規定する構造である戸で区画されていること。

達せしめること。

(3) 相接する二以上の宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える場合には、百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において準用する同令百十二条第十九項の規定に適合すること。

(5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において読み替えて準用する同令百十二条第二十項の規定に適合すること。

ロ 宿泊室を建築基準法施行令百十二条第三項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に設けること。

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ 二 (略)

ホ 宿泊者使用部分を三階（当該届出住宅の延べ面積が二百平方メートル未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合にあっては、四階）以上の階に設けないこと。ただし、届出住宅が耐火建築物である場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該届出住宅の堅穴部分（建築基準法施行令百十二条第十項に規定する堅穴部分をいう。以下同じ。）と当該堅穴部分以外の部分とが間仕切壁又は同条第十八項第二号に規定する構造である戸で区画されていること。

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第二十六条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九号の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。 イ 当該建築物（階段室及び付室を除く。）が、床面積の合計百平方メートル以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令第十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の上欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表下欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていれば足りる。 （表 略） ロ・ハ （略） ニ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。 (1) (3) （略） (4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には通常火災終了時間防火設備で令第十二条第十九項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第十二条第十九項第二号に規定する構造であるものを設けていること。 ホ・チ （略）	第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九号の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。 イ 当該建築物（階段室及び付室を除く。）が、床面積の合計百平方メートル以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令第十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の上欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表下欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていれば足りる。 （表 略） ロ・ハ （略） ニ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。 (1) (3) （略） (4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には通常火災終了時間防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けていること。 ホ・チ （略）

二 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造）とすること。

イ・ロ （略）

ハ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに七十五分間準耐火構造の床若しくは壁又は七十五分間防火設備で令第一百二十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、当該防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合にあつては、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画されていれば足りる。

ニ・ト （略）

チ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1)・(2) （略）

(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には七十五分間防火設備で令第一百二十二条第十九項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百二十二条第十九項第二号に規定する構造であるものを設けること。

リ・ヲ （略）

三・四 （略）

2 （略）

3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものである

二 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造）とすること。

イ・ロ （略）

ハ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに七十五分間準耐火構造の床若しくは壁又は七十五分間防火設備で令第一百二十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、当該防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合にあつては、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画されていれば足りる。

ニ・ト （略）

チ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1)・(2) （略）

(3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には七十五分間防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けること。

リ・ヲ （略）

三・四 （略）

2 （略）

3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものである

つて、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。第九項において同じ。）をいう。

一、四（略）

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ（略）

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4・5（略）

6 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。

一・二（略）

三 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ（略）

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

四・五（略）

7、9（略）

つて、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。第九項において同じ。）をいう。

一、四（略）

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ（略）

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4・5（略）

6 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。

一・二（略）

三 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ（略）

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

四・五（略）

7、9（略）

（防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十七条 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二 令第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表二に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法 イ、ニ (略) ホ 次の表二の四に掲げる建築物にあつては、令第一百十二条第十一項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが準耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十二項ただし書に規定する十分間防火設備で区画されていること。 (表 略) 二 (略) 2 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第九十三号第一第八項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。 3 (略) 4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（第二号又は第三号に掲げる防火設備にあつては、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取付けられたものであつて、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。）をいう。 一 令第一百四十五条第五項において読み替えて準用する令第一百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による	第二 令第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表二に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法 イ、ニ (略) ホ 次の表二の四に掲げる建築物にあつては、令第一百十二条第十項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが準耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十二項に規定する十分間防火設備で区画されていること。 (表 略) 二 (略) 2 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第九十三号第一第二項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。 3 (略) 4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（第二号又は第三号に掲げる防火設備にあつては、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取付けられたものであつて、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。）をいう。 一 令第一百四十五条第五項において読み替えて準用する令第一百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による

る認定を受けた防火設備

二・三 (略)

第四 令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

(1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(i) (略)

(ii) 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁にあつては、その開口部（防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下同じ。）で、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が五メートル以下のものについて、当該開口部の面積が、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて次に定める基準に適合するものであること。

(一) 張り間方向又は桁行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下この(一)及び(二)において「基準面」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又は桁行方向の投影面積（単位 平方メートル）（以下この(一)において「投影面積」という。）を当該開口部に面する隣地境界線等又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが一を超えないものであること。この場合において、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で、令第一百十二条第十九項第一号イ及びニに掲げる要件を満たすもの又ははめごろし戸であるものを設けた開口部

認定を受けた防火設備

二・三 (略)

第四 令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

(1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(i) (略)

(ii) 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁にあつては、その開口部（防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下同じ。）で、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が五メートル以下のものについて、当該開口部の面積が、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて次に定める基準に適合するものであること。

(一) 張り間方向又は桁行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下この(一)及び(二)において「基準面」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又は桁行方向の投影面積（単位 平方メートル）（以下この(一)において「投影面積」という。）を当該開口部に面する隣地境界線等又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが一を超えないものであること。この場合において、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で、令第一百十二条第十八項第一号イ及びニに掲げる要件を満たすもの又ははめごろし戸であるものを設けた開口部

以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の一・五倍であるものとみなす。 (表 略) (2) (二) (三) (略) 口 (略) 二 四 (略)	以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の一・五倍であるものとみなす。 (表 略) (2) (二) (三) (略) 口 (略) 二 四 (略)
---	---

（防火壁及び防火床の構造方法を定める件の一部改正）

第二十八条 防火壁及び防火床の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 令第百十三条第一項第三号に規定する通常の火災時において防火壁又は防火床で区画された部分から屋外に出た火炎による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分への延焼を有効に防止できる防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。 一 (略) 二 防火床にあつては、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 イ (略) ロ 防火床を貫通する^{たて}竪穴部分(令第百十二条第十一項に規定する^{たて}竪穴部分をいう。以下同じ。)と当該^{たて}竪穴部分以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で同条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。
改正前	第二 令第百十三条第一項第三号に規定する通常の火災時において防火壁又は防火床で区画された部分から屋外に出た火炎による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分への延焼を有効に防止できる防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。 一 (略) 二 防火床にあつては、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 イ (略) ロ 防火床を貫通する^{たて}竪穴部分(令第百十二条第十項に規定する^{たて}竪穴部分をいう。以下同じ。)と当該^{たて}竪穴部分以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で同条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

（十分間防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十九条 十分間防火設備の構造方法を定める件（令和二年国土交通省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 建築基準法施行令第百十二条第十二項ただし書に規定する十分間 防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 一 三 (略)
改正前	第一 建築基準法施行令第百十二条第十一項ただし書に規定する十分間 防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 一 三 (略)

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。